

平成26年12月14日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

吉田泉3つの主張

おこられる「一強」体制を打破し、時代に合った政治を行います。

行き詰まってきたアベノミクスの幕引き

人口減少・定常経済時代にふさわしい社会経済政策への切り替え

引き続き福島の復興再生に最優先で取り組みます

避難中の方々の生活と心身に対する丁寧なケア

被災や絶縁に応じたきめ細かい公平な復興

二歩一歩漸進主義の政権運営を目指します

エネルギー・貿易政策は大きな方針に沿って一歩ずつ

隙間のない自衛の仕組みの冷靜な構築

略歴

1949年、いわき市出身。平二小、平三中、磐城高校、東大卒。石川島播磨重工業(現、いわき市議)、衆議院議員4期、財務大臣政務官、復興大臣政務官、復興副大臣。現、民主党国会対策副委員長・福島県連代表

信条

一 言ったことはやる。
うまくいかなかつたら、やり直す。
二 肩書きで人を見ない。
三 ピンチとチャンスは、裏腹だ。

The Democratic Party of Japan 比例代表も民主党へ。



民主党公認
よしだ
いづみ
(福島県第五区)

65歳

おこられる「強」にNO!

私の決意

- 不思議なタイミングでの解散となりました。いかに總理の専権事項といえども「大義なき・疑惑リセット・身勝手な解散」と言わざるを得ません。安易な解散が積み重なっています。長期的な視点に立つた政策が決められません。その結果が1000兆円の国地方の借金です。
- この借金に我が国の大きなリスクがあります。その対策としての消費税増税です。経済状況を見て時期をずらすというなら、国会で法律改正の審議をすれば済むことであります。それを問う解散など筋違いと思います。
- 一方、最優先課題である福島復興も、3年余りで積み上げてきた様々な基本計画に則り、着実に進めるべき課題です。こんなタイミングで700億円もかける解散はプラスになります。
- しかしながら民意は問われることになりました。我々野党は、定数削減などの約束を守らない、おこられる「一強」体制を打破し、国民生活にマイナスをもたらしつつあるアベノミクスの幕引きを目指して、連携を深めます。



福島県第五区
自民党公認
よし
まさよし

力強い復興 吉野まさよし6期目に挑戦!

平成23年3月11日の東日本大震災から、私たちのふるさと福島県第五区を取り巻く状況は変し、未だに地震・津波による被災、東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害の真っ只中になります。私は、これからも被災地出身の国会議員として、更なる復興のスピードアップを図り、「最も早いふるさと福島県の再生のために心血を注いでまいる覚悟です。奮闘してきました。

私は、これまでに、被災地出身の国会議員として、更なる復興のスピードアップを図り、「最も早いふるさと福島県の再生のために心血を注いでまいる覚悟です。奮闘してきました。



日本共産党
吉田
えいさく

比例代表も自民党へ

私の略歴

昭和四十六年	昭和六十二年
昭和四十七年	昭和六十三年
昭和四十八年	昭和六十四年
昭和四十九年	昭和六十五年
昭和五十年	昭和六十六年
昭和五一年	昭和六七年
昭和五十二年	昭和六八年
昭和五十三年	昭和六九年
昭和五四年	昭和七〇年
昭和五五年	昭和七一年
昭和五六年	昭和七二年
昭和五七年	昭和七三年
昭和五八年	昭和七四年
昭和五九年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年
昭和六十一年	昭和七五年
昭和六十一年	昭和七六年
昭和六十一年	昭和七七年
昭和六十一年	昭和七八年
昭和六十一年	昭和七九年
昭和六十一年	昭和七〇年
昭和六十一年	昭和七一年
昭和六十一年	昭和七二年
昭和六十一年	昭和七三年
昭和六十一年	昭和七四年

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日12月14日(日)

投票日に投票できない方は、

**期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう!!
避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。**

**■期間／衆議院議員総選挙 12月3日(水)～12月13日(土)
国民審査 12月7日(日)～12月13日(土)**

衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票・不在者投票開始時期が異なるため、12月7日(日)以降でないと、両方の投票を一度に行えませんので注意してください。

■時間／8:30～20:00 (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

**■場所／期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所
不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会**

**■手続き／期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します
(ただし、宣誓書の記載が必要となります)**
不在者投票：以下の手続きにより投票してください

1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。
【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。

3 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票してください。
滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

インターネットを使った選挙運動の概要

～出典：総務省～

有権者

このたびの選挙では、
○○さんを
当選させよう。



候補者

私は清き
一票を！

政党等

○○党へ
投票して
ください！

電子メール

△△花子<△△△@△△.ne.jp>
このたびの選挙では
是非○○さんを
当選させましょう。

有権者が、電子メールで
選挙運動を行うことは禁止。



ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等)・動画共有サービス・動画中継サイト等
△△ 花子 <△△△@△△.ne.jp>
このたびの選挙では
是非○○さんを
当選させましょう。
○○ 太郎 <○○○@○○.ne.jp>
私は、このたびの選挙に
出馬しました○○ 太郎です。
清き一票を、お願いします。

※電子メールアドレス等の表示義務

電子メール

○○太郎<○○○@○○.ne.jp>
私は、このたびの選挙に
出馬しました○○太郎です。
清き一票を、お願いします。
※氏名、電子メールアドレス
等の表示義務
※一定の記録の保存義務
自らアドレスを通知し、受信
に同意した相手等送信先に
は一定の制限があります。

(注)・電子メールアドレス等とは、電子メールその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、具体的には、返信用フォームのURLやツイッターのユーザー名などが含まれます。
・電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)以外の通信方式を用いて、SNSのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」に含まれます。

有権者

